

種・規制ごとの検討の方向性

1. 狩猟鳥獣の指定の変更について

(1) 指定の変更について(鳥類)

鳥類(28種)

エゾライチョウ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、キジバト、カワウ、ゴイサギ、バン、ヤマシギ、タシギ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ニュウナイスズメ、スズメ

クロガモ

- 石川県/京都府で捕獲が禁止されているほか、他 12 県(青森/岩手/宮城/茨城/静岡/岐阜/福井/三重/和歌山/鳥取/徳島/佐賀)で狩猟の自粛要請がされている。
- ガンカモ調査の結果によれば、とくに多い個体数が記録された 1995 年と 2001 年を外せば、基本的に個体数はほとんど変わらない状況である一方で、当該調査では沖の調査が行えていないため、当該調査結果だけで個体数を評価するには不十分との指摘もある。
- 狩猟により捕獲されている(年間 300 羽前後)が、報告された種が本当にクロガモなのか不明な部分があるため、狩猟による捕獲実績が報告されている複数県の狩猟者に捕獲の実態についてヒアリングを実施したところ、クロガモではない鳥類をクロガモとして捕獲している可能性が考えられた。
- 現在より強い捕獲制限をかけるほどの状況変化は認められないため、指定解除はしないものとし、必要に応じて捕獲の自粛要請等により対応することとする。
- また、狩猟鳥獣ではない鳥類が誤認により捕獲されないよう、狩猟鳥獣の判別方法等の必要な情報を狩猟者に提供し、狩猟による捕獲の実態や生息状況等の情報について、さらに収集に努めることとする。

クロガモ以外の種

- 指定の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから変更なしとする。

(2) 指定の変更について (哺乳類)

哺乳類 (20 種)

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン (亜種ツシマテンを除く。)、イタチ (オスに限る。)、チョウセンイタチ (オスに限る。)、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

チョウセンイタチ

- 対馬以外の地域では外来種であること、体サイズから本種のメスについてもイタチ (メス) との判別が可能と考えられることから、「(オスに限る。)」を削除し、チョウセンイタチを雌雄ともに狩猟鳥獣とする。
狩猟鳥獣に指定した場合には、都道府県等を通し、見分け方のポイントを狩猟者に教示することを想定。
- 対馬のチョウセンイタチについては、環境省レッドリストでは NT、長崎県レッドデータブックでは LP と評価されているため、当該地域のみ捕獲禁止措置を時限的に実施し、次回狩猟鳥獣見直し時に当該措置の扱いについて点検を行う方針とする。

ノウサギ

- 伝統的な狩猟鳥獣であり、捕獲数は減少しているものの、現在でも、全国で 1 万頭程度の捕獲実績がある。環境省レッドリストでは亜種サドノウサギを除いて記載がないことから、狩猟鳥獣としての指定解除はしない。
- サドノウサギについては、環境省レッドリストで準絶滅危惧 (NT) と評価されており、現状では佐渡における狩猟による捕獲数は多くない (2009 ~ 2013 年度までに報告された捕獲頭数は 10 頭) ことから、今回は規制しないこととする。

チョウセンイタチ・ノウサギ以外の種

- 指定の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから指定解除しないとする。

(3) 新規指定について

外来鳥獣

- 定着初期（ ）の外来鳥獣について、特に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されていない場合、狩猟鳥獣にすることにより定着域外で放獣される可能性が否定できず、放獣された場合はその他の鳥獣や生態系への悪影響が生じるおそれがあること、また、特に特定外来生物は外来生物法に基づく防除等により、根絶等を目的として、組織的・計画的な捕獲等を推進する必要があることから、新規指定については慎重に取り扱う。

国内（又は対象地域）への定着が一部地域のもの（定着後の年数は長い、潜在的に定着可能な地域に対して分布が限定的なものを含む）（参照 外来種被害防止行動計画（平成27年3月26日 環境省、農林水産省、国土交通省）

キョン

- 千葉県は指定を要望。東京都は指定に反対。
- 東京都は、計画的な防除を実施しているところであり、一般狩猟者が当該防除活動を阻害するおそれがあると考えている。
- 農業被害等については、有害鳥獣捕獲や外来生物法に基づく防除により対応可能。
- 千葉県では、房総半島においてキョンの生息数が増加し、分布が拡大している状況にあり、戦略的・計画的な捕獲等を実施することにより、房総半島に封じ込める、または、根絶を目指すために、組織的かつ計画的な戦略を策定する必要がある。また、狩猟鳥獣にすることが有効な施策となる具体的な方法を検討する必要がある。
- 以上の理由から、今回キョンを狩猟鳥獣にすることは見送るが、上記について確認し、千葉県においてキョンの封じ込めや根絶に向けた体制とその運用が確認された場合は、その必要が認められれば、東京都において捕獲規制措置を実施した上で、速やかに新規指定の検討を行う。

マンゲース

- 沖縄県は指定を要望。
- 狩猟鳥獣にすることで一般でも安易に生体を捕獲できるようになると、生息していない地域に放獣されるリスクが生じ、放獣された場合はその他の鳥獣や生態系への悪影響が甚大となるだけでなく、環境省や沖縄県が実施している計画的な防除を阻害するおそれがある。
- 農業被害等については、有害鳥獣捕獲や外来生物法に基づく防除により対応可能。

- 以上のことから、新規指定はしない。

ドバト

- 多くが都市域に生息しているため、狩猟鳥獣に指定した場合、危険な捕獲行為が増加するおそれがある。
- 所有権のあるレース鳩を誤射し、所有権を侵害するおそれがある。
- ドバトを平和の象徴ととらえる価値観も存在し、都市域での捕獲行為が社会問題化する可能性もある。
- 以上のことから、新規指定はしない。

ニホンザル

- 狩猟による無計画な捕獲により、群れを分散させ、被害を増大させるおそれがあるとともに、地域個体群に保全上の悪影響を及ぼすおそれがある。
- 農業被害等については、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整の目的の捕獲等により対応可能。
- 以上のことから、新規指定はしない。

2. 狩猟鳥獣の捕獲規制について

(1) 頭数制限の解除について

ニホンジカ

- 18 府県（青森県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、岡山県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、鹿児島県）は 1 日あたりの捕獲頭数規制や猟区の区域外での捕獲制限も含めた制限の解除を要望。
- 4 道県（北海道、宮城県、栃木県、福岡県）は頭数制限の変更を要望。
 - ・北海道：メスは制限なし、オスは 1 日 1 頭
 - ・宮城県、栃木県：メスは制限なし、オスは 1 日 1 頭（ただし、わな猟に限り無制限）
 - ・福岡県：メスは制限なし、オスは銃猟は 1 日 2 頭以内、網・わな猟は無制限
- 保護を目的に設定されている制限であるが、指定管理鳥獣に指定されたことや、積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除。

(2) 頭数制限の追加について

チョウセンイタチ

- 1 (2) を踏まえ、長崎県の対馬のみ捕獲禁止措置を追加。

(3) その他

ヤマドリ

- 2 県（岐阜、静岡）は個体数の減少を理由に、ヤマドリの 1 日あたりの捕獲頭数規制を 2 羽から 1 羽にするよう規制の強化を要望。
- 出合数調査の傾向を見ても特段の変化はないことから変更なし。ただし、今後、放鳥事業が縮小されていく中で規制の解除は慎重にしなければならない。また、既存の出合数調査にアンケート調査等を加えることで精度の向上を図る等によりモニタリングを推進し実態把握を進める。

エゾライチョウ

- 北海道レッドデータブックでは希少種に、環境省レッドデータブックでは情報不足と評価されており、1 日あたりの捕獲頭数規制が 2 羽までとされている。
- 指定の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから、現行規制を継続しつつ、北海道と連携しモニタリングを推進し実態把握に

努める。

ヤマシギ

- 最新の捕獲数（平成 25 年度）は 500 羽を切っているが、環境省レッドリストには掲載されていないこと等、規制の変更を要するほどの特段の状況の変化は認められないと考えられることから、現行規制を継続しつつ、平成 26 年度に策定した「ヤマシギ（越冬期）調査マニュアル」を用いた都道府県等によるモニタリングを推進し実態把握を進める。

ツキノワグマ

- 島根県より捕獲禁止規制の解除又は緩和などの要望。
絶滅のおそれのある地域個体群と評価されており、高い捕獲圧が継続していることが存続を脅かす要因に位置づけられている現状を踏まえ、国としては現行規制を維持する。
- H24.8 の環境省レッドリスト改訂により、九州地方のツキノワグマは絶滅とされたことを受け、「福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県」の捕獲禁止の規定を削除する。

上記以外の種

- 規制の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから変更なしとする。

3. 猟法に係る制限について

(1) 制限を加える猟法について

弓矢

- 狩猟期間中の矢ガモ（吹き矢）事件やクロスボウ（ボーガン）による負傷個体の発生の懸念があることから、「弓矢」を「矢」とし、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウ（ボーガン）の規制を明確化する。

上記以外の猟法

- 制限の変更を検討するほどの特段の状況の変化は認められないことから変更なしとする。